

指定居宅介護・重度訪問介護 重要事項説明書

< 2024 年 6 月 1 日 現在 >

当事業所は利用者に対して、指定居宅介護・重度訪問介護サービスを提供します。

当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 居宅介護等サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社くるくまケアサービス
代表者名称	代表取締役 安里 修
所 在 地	沖縄県那覇市天久 1-23-18
連 絡 先	電話：098-862-7804 FAX：098-862-0993
設立年月日	平成22年11月8日

2 サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	くるくまケアサービス
沖縄県指定事業所番号	居宅介護・重度訪問介護 第4710600372号
指定年月日	平成23年6月1日指定
事業所所在地	沖縄県那覇市安謝101-14
連絡先	電話 098-943-1127 FAX 098-943-1137
事業実施地域	那覇市、浦添市

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	株式会社くるくまケアサービスが設置する、くるくまケアサービス（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護及び指定重度訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とします。
運営方針	<p>① 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、選択及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとします。</p> <p>② 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとします。</p> <p>③ 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとします。</p> <p>④ 前三項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、「沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年那覇市条例第29号）及び「沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年那覇市条例第31号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとします。</p>

(3) 営業日・営業時間及びサービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜日～金曜日 但し、国民の祝日および12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時～午後6時
サービス提供日	月曜日～金曜日（祝日含む） 但し、12月30日から1月3日までを除く。
サービス提供時間	午前7時～午後8時

(4) 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	管理者は、事業者の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。	常勤職員 1名
サービス提供責任者	<p>① 利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画、重度訪問介護計画及び同行援護計画（以下「居宅介護計画等」という。）を作成し、利用者等及びそのご家族にその内容を説明し、その計画書を交付します。</p> <p>② 居宅介護計画等の実施状況の把握を行ない、必要に応じて変更を行います。</p> <p>③ 利用の申込みに係る調整や従業者に対する技術指導等を行います。</p>	常勤職員 4名 非勤職員 1名
ヘルパー	<p>① 居宅介護計画等に基づきサービスを提供します。</p> <p>② サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。</p>	常勤職員 3名 非常勤職員 18名以上

3 サービスの主たる対象者について

居宅介護	身体障害者・知的障害者・身体障害児・精神障害者・知的障害児
重度訪問介護	身体障害者・身体障害児

4 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
居宅介護計画等の作成		利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画等を作成し・必要に応じて見直しを行います。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
	入浴介助・清拭	衣服着脱、入浴の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	その他	褥瘡(床ずれ)防止等のために体位変換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
家事援助	調理	利用者の食事の用意を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	その他	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
通院等介助		通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動(公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る)のための屋外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。
重度訪問介護		重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。
その他生活等に関する相談や助言をいたします		

(2) 従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者の同居家族に対するサービス
利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除、草刈り、植物の水やり等。
- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス(大掃除、庭掃除など)
- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く)
- ⑧利用者又は家族に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、他の迷惑行為

(3) サービスの料金と利用者負担額について

介護給付費によるサービスを提供した際は、事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払いいただきます。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額
身体介護	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上30分増すごとに加算	830円	83円
(身体介護を伴う場合) 通院等介助	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上30分増すごとに加算	830円	83円
家事援助	30分未満	1,060円	106円
	30分以上45分未満	1,530円	1537円
	45分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間15分未満	2,390円	239円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上の場合、15分増すごとに加算	350円	35円
(身体介護を伴わない場合) 通院等介助	30分未満	1,060円	106円
	30分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上30分増すごとに加算	690円	69円

- ◆ 新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,000 円	200 円	1 月あたり

- ◆ 利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,500 円	150 円	1 月あたり

- ◆ 処遇改善加算 I : 所定単位数の 41.7 %

サービスの時間等		利用料	自己負担額
重度訪問介護 (※病院等に入院又は入所中の方への提供も同様)	1時間未満	1,860円	186円
	1時間以上1時間30分未満	2,770円	277円
	1時間30分以上2時間未満	3,690円	369円
	2時間以上2時間30分未満	4,610円	461円
	2時間30分以上3時間未満	5,530円	553円
	3時間以上3時間30分未満	6,440円	644円
	3時間30分以上4時間未満	7,360円	736円
	4時間以上8時間未満	8,210円に30分 増すごとに850円加算	821円に30分 増すごとに85円加算
	8時間以上12時間未満	15,050円に30分 増すごとに850円加算	1505円に30分 増すごとに85円加算
	12時間以上16時間未満	21,840円に30分 増すごとに810円加算	2184円に30分 増すごとに81円加算
	16時間以上20時間未満	28,340円に30分 増すごとに860円加算	2834円に30分 増すごとに86円加算
	20時間以上24時間未満	35,200円に30分 増すごとに800円加算	3520円に30分 増すごとに80円加算

- ◆ 新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,000円	200円	1月あたり

- ◆ 利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,500円	150円	1月あたり

- ◆ 居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けてから24時間以内に行った場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
緊急時対応加算	1,000円	100円	1回につき(1月2回まで)

- ◆ 処遇改善加算Ⅰ : 所定単位数の 32.8%

- ◆ サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

提供時間帯名	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時～午前 8 時	午後 6 時～午後 10 時	午後 10 時～午前 6 時
加算割引	25%増し	25%増し	50%増し

- ◆ 当事業所が厚生労働省の定める基準に適合している場合、下記の加算となります。

内 容	特定事業所 加算 I	特定事業所 加算 II	特定事業所加 算 III	特定事業所 加算 IV	特定事業所 加算なし
加算割増	20%増し	10%増し	10%増し	5%増し	割増なし

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行います。

- ※ やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業者2人で訪問した場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍になります。
- ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

(4) 交通費

- ① 通常のサービス提供地域(※) …無料
 - ② 通常のサービス提供以外の地域 …提供地域を越えてから片道2キロ以下50円。
2キロを超える場合は、1キロ増すごとに50円。
 - ③ 買物時や薬の受けとり時の交通費…お客様の実費負担となります。
 - ④ 通院介助時の交通費 …お客様の実費負担となります。
- (※)通常のサービス提供地域とは、前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方です。

(5) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先 電話 098-943-1127)

※ただし、利用者の急変など、緊急、やむをえない事情がある場合はキャンセル料はいただけません。

サービス利用日の前営業時間(18時)までにご連絡いただいた場合	無料
サービス利用日の前営業時間(18時)以降にご連絡いただいた場合	500円

(6) 水道代・ガス代・電気代

お客様のご自宅で、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。

(7) 電話代

お客様のご自宅で、サービスを提供するためにやむを得ず電話を利用した場合、その代金はお客様の実費負担となります。

(8) ご利用者の記録や情報開示について

当事業者は利用者様へのサービス提供の記録を整備し、利用者様の求めに応じてその内容を開示します。開示に際して必要な複写料などはお客様の実費負担となります。(1枚あたり10円)

5 利用料の請求および支払い方法について

利用者様には下記の支払方法からいずれかひとつを選択し、当月1日から末日までの合計額を、その選択した方法にて利用者負担金等の料金をお支払い頂きます。

お支払いを確認しましたら、領収書を発行します。

銀行口座引き落とし

くるくまケアサービスは翌月の27日に利用者の口座から自動引き落としをします。

引き落としの手数料はくるくまケアサービスが負担します。

指定口座への振込み

利用者様は当月の料金の合計金額を翌月末日までに下記の口座に振り込み送金にてお支払いいただきます。振り込み手数料は利用者様の負担となります。

・沖縄銀行 新都心支店 普通預金 1382790

口座名義人:株式会社くるくまケアサービス

※支払期日において、利用料金の支払いがなされなかった場合には、くるくまケアサービスはお客様に対して、支払い期日の翌日から支払い完了の日までの日数に応じて年率14.6%の割合で計算した遅延利息を合わせて請求します。

6 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 居宅介護計画等の変更等

居宅介護計画等は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、従業者の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示する等必要な調整をいたします。

7 虐待防止に関する事項

- 事業者は、利用者的人権の擁護・虐待の防止等のため、次の各号に掲げる措置を講じます。
- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を年に1回以上定期的に実施します。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。

事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。

9 身体拘束等の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとします。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) **身体拘束等の適正化のための指針を整備する。**
- (3) **従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。**

10 緊急時の応対方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

＜緊急時の連絡先＞

ご家族等	氏名(続柄)		
	電話番号		
	氏名(続柄)		
	電話番号		
主治医	医療機関名		
	主治医氏名		
	電話番号		
事業者等 その他	事業所名		
	電話番号		

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処遇について記録します。

また万一の事故に備え、下記の損害保険に加入しております。サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行います。

(1) 保険会社名

(財) 介護労働安定センター「ケアワーカー等福祉共済制度」の介護事業者賠償責任保険(損害賠償保険)へ加入しております。

保険会社は「東京海上日動火災保険株式会社」です。

(2) 損害賠償保険の内容

サービス提供中に利用者の身体に傷害を負わせた場合または、利用者宅の家財損壊や紛失した場合等に賠償します

＜対人賠償＞ ・1人1億円を限度 ・1事故1億円を限度

＜対物賠償＞ ・1事故 1,000万円を限度

12 サービス内容に関する苦情相談窓口

くるくまケアサービス	窓口担当者：安里一恵(管理者、サービス提供責任者) 山口宣子(*)、島袋亜里砂(*)、 富原順一(*)、新里尚己(*) (*)サービス提供責任者 苦情解決責任者：代表取締役 安里修 受付日：月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日、12月30日から 1月3日までを除く。 受付時間：午前9時から午後6時 電話番号：098-943-1127 FAX番号：098-943-1137
那覇市役所 障がい福祉課	那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎3階 TEL:098-862-3275 FAX:098-862-0621
浦添市役所 福祉保健部福祉課	浦添市安波茶1-1-1 TEL:098-876-1234 FAX:098-876-5011
沖縄県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地：那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター東棟2階 受付日：月曜日から金曜日 受付時間：午前9時から午後5時 電話番号：098-882-5704 FAX番号：098-882-5714

13 重要事項説明の年月日

重要事項説明書の説明年月日	年　　月　　日
---------------	---------

上記内容について、指定居宅介護等の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ない、交付しました。

事業所	所在地	沖縄県那覇市安謝101-14
	事業所名称	くるくまケアサービス
	管理者氏名	安里 一恵 印
	説明者 役職・氏名	<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> サービス提供責任者 印

私は、本書面にもとづいて事業者から重要事項の説明をうけ、サービスの提供に同意し受領しました。

利用者	住所	
	氏名	印

利用者は、身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、記名・押印しました。

代理人	住所	
	氏名	印
	続柄	

